

JFA 役職員行動規範

公益財団法人日本サッカー協会は、「サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。」という JFA の理念を実現する具体的な指針として、以下の協会役職員行動規範を制定する。 次の諸原則に基づき、法令、規則、規程、国際ルールおよびその精神（以下「法令等」という）を遵守するとともに社会的な良識をもって行動する。

1. 開かれた協会・品質品位の追及

- (1) 地域・年齢・知識・技術を問わず、個人・法人すべての関係者の声に耳を傾けて行動します。
- (2) 迅速・誠実・丁寧な対応をもとにスポーツ界最高のクオリティの実現を目指します。

2. 法令遵守・社会規範遵守

- (1) 事業活動にあたって法令等や社会的規範を遵守します。
- (2) ガバナンスの強化・徹底を図り、協会運営の公正・透明性を確保します。
- (3) 万一本規範やその他規程に反する事態が発生したときは、迅速に原因究明・再発防止に努めます。

3. 安全な環境確保

- (1) 事業方針・各種規則・施設・競技会等、サッカーファミリーの安全管理に努めます。
- (2) 協会・関連団体・協力会社・取引先・個人等、サッカーファミリーの個人情報、機密情報管理に努めます。
- (3) 協会役職員および関係各位の多様性、人格、個性を相互に尊重し、理念実現に安心して邁進できるワークプレイス、ワークスタイルの実現を目指します。

4. 社会との共生

- (1) 社会とのコミュニケーションの充実を念頭に、国内外を問わず、企業、行政、諸団体および市民と協力し社会貢献・地域発展に貢献します。
- (2) グローバル・シチズンシップの精神を踏まえ、日本のサッカー界を総括・代表する団体の一員としての矜持を持ち、様々な文化や歴史・慣習・人権・環境などに配慮した対応・行動を行います。

5. 社会価値の創造

- (1) 本規範の遵守を役員および職員全体の責務とし、スポーツ界および社会に対して新たな社会価値を創造する存在となるべく最大限の努力をします。